

令和元年度

視察等報告書

市民ネットとき

和田悦子

# 研修報告書

2019年10月31日

- <研修名> 議員向け財政研修
- <講師> 森 裕之（立命館大学政策科学部教授）
- <研修年月日> 2019年10月28日～ 29日
- <研修場所> TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
- <報告者> 市民ネットとき 和田悦子

## <報告要旨>

### 決算カードから読み取る自治体財政

森教授の研修は昨年8月に受けて以来2回目である。今回は決算状況の「歳入」「歳出」「財政収支」の3コマを受講。

まず、土岐市の決算カードをみて誰でも思うことは、土岐市の財政は赤字なのか黒字なのか？ではないだろうか。

土岐市はH30,31年にかけて、新庁舎建設、駅前開発、土岐口開発、子ども園建設と大型事業が続いた土岐市の財政の状況はH29年度の決算カードにはまだ反映されていないので、この時点での判断である。

一番心配なのが借金、つまり地方債のひとつである「臨時財政対策債」が

気になっている。地方交付税の一部肩代わりであり、国の都合での措置であるので難解である。

総務省は、臨時財政対策債の元利償還金相当額についてはその全額を地方交付税の基準財政需要額に算入して、交付税で措置するという。つまり、地方が立て替え払いする地方交付税である。

しかし、つぎの問題点がある。この臨財債の債務を返済するのは自治体である。建設債と異なり、赤字公債の発行は将来の世代への先送りであり、禁じ手である。そして、人口減少で基準財政需要額が減少すれば、地方交付税は純増することにはならない。

講師の言葉によると「臨時財政対策債は発行如何にかかわらず、発行したものとして、後年交付税措置される」という。しかし、財源不足の国が後年、交付税の措置をする余裕が果たしてあるのか疑問に思っている。

臨財の廃止を求める6団体がいることを前回の報告に書いたが、こうしてみると、臨財債のような特例的な地方債に依存する状況がつづけば、財政運営を不安定にしかねない。財政健全化にむけた計画的な引き下げにも取り組む必要がある。

当然、起債しなければ返済をしなくて済むことになるが、資金不足で住民サービスができないことになっては困る。住民サービスの重要度をみて、臨債を発行していくことになるのだろう、と解釈している。

次に「実質収支、実質単年度収支」について理解を深めながら以下にまとめたい。

まず、土岐市の財政の歳入総額は 237 億円である。さて、土岐市の実質収支はどうであろう。

実質収支＝歳入総額－歳出総額－翌年度に繰り越すべき財源

この実質収支の額で黒字か赤字か判断する。

土岐市の H29 年度、実質収支額は 8 億余りで問題はないらしい。

実質収支黒字は「決算剰余金」と呼ばれる。決算剰余金が出た場合は 2 分の 1 以上を基金の積み立てか地方債の繰り上げ償還に充当しなければならない（地方財政法第 7 条）これらの残額は、翌年度の歳入のうち「繰越金」として計上されることになるという。とりあえず、黒字でよかった、とほっとしたものの、講師は「自治体の黒字はどういうことかという  
と税金の取りすぎか、サービスをやらなかったかである」という。単純に黒字が良いと思っていたが、意外な言葉を聴くことができた。

さて、実質単年度収支とは、

単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－

財政調整基金取り崩し額・・・となる。

決算カードを見ながらの講義であったが、この決算カードは「地方財政状況調査（表）」に基づいて市の普通会計歳入・歳出決算額、財政指標

の状況をカードにまとめたものである。この「財政状況調査表」も一度見てみることを勧められた。

地方自治体は人口減少による税収減、公共施設の老朽化、災害への対応、社会保障費用の増大への備えとして基金の積み立てを行っている。行政改革や経費削減などにより捻出されていると思うが住民へのサービスがおろそかになってはならない。

財政は難しいが理解が進むと土岐市の状況がわかってきた。まだ不確かな部分もあるので、また機会があれば受講したいと思っている。

以上。